

○枚方市屋外広告物条例に基づく広告物等の表示の方法等の制限に係る区域等の指定

平成28年 3 月29日

告示第143号

改正 令和 4 年 4 月27日告示第227号

枚方市屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成27年枚方市条例第54号）附則第11条第1項及び枚方市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年枚方市規則第12号）附則第6項の規定に基づき、枚方市屋外広告物条例（平成25年枚方市条例第60号。以下「条例」という。）第14条第2項第3号及び第3項、第16条第8号並びに第18条第1項並びに枚方市屋外広告物条例施行規則（平成26年枚方市規則第33号。以下「規則」という。）第8条第1項第2号イからニまでの規定の例により広告物等の表示の方法等の制限に係る区域等の指定をするので、枚方市屋外広告物条例の一部を改正する条例附則第11条第2項及び枚方市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則附則第7項の規定により、公示する。

第1 条例第14条第2項第3号の規定による表示の方法等の制限区域等

次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める区域

- (1) 条例第14条第2項第3号の規定による表示の方法等の制限区域 枚方市景観条例（平成26年枚方市条例第19号）第9条第3項第2号に掲げる区域
- (2) 規則第8条第1項第2号イの道路沿いの区域としての良好な景観の形成を図る必要がある土地の区域 枚方市景観条例第9条第1項の規定により市長が定めた同項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）による道路景観軸の区域（第二京阪道路の道路境界から両側50メートルの幅の区域にあつては、第二京阪道路から展望することができる区域に限る。）
- (3) 規則第8条第1項第2号ロの河川沿いの区域としての良好な景観の形成を図る必要がある土地の区域 景観計画による河川景観軸の区域（前号に定める区域を除く。）
- (4) 規則第8条第1項第2号ハの自然環境と調和した区域としての良好な景観の形成を図る必要がある土地の区域 景観計画による東部景観区域（第2号に定める区域を除く。）
- (5) 規則第8条第1項第2号ニの鉄道の駅の周辺の区域としての良好な景観の形成を図る必要がある土地の区域 枚方市駅の周辺の区域（別図に示す区域に限る。）

第2 条例第14条第3項の規定による表示の方法等の制限区域

枚方市景観条例第9条第3項第1号に掲げる区域

第3 条例第16条第8号の規定による適用除外を受ける広告物等の対象となる広告物の面積の要件が同号の規則で定める面積となる区域

第2に定める区域のうち景観計画による歴史的環境整備ゾーン

第4 条例第18条第1項の規定による適用除外を受ける区域

第1の第2号に定める区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域又は商業地域を除く。）

特定区域（枚方市駅周辺）

